

○ 川崎市市民館使用規則 一部抜粋 ○

第9条（視聴覚器材器具の貸出申請）

川崎市市民館条例第6条（以下「条例」という）の規定により視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、視聴覚器材器具貸出申請書を教育委員会（以下「委員会」という）に提出しなければならない。

第10条（特別の設備）

- 1 市民館に特別の設備又は装飾をしようとする者は、特別設備許可申請書を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の申請書は、施設設備使用許可申請書と同時に提出しなければならない。ただし、予約システムを利用する場合にあっては、使用許可の申請後速やかに提出しなければならない。
- 3 使用者は、第1項の申請の許可を受けて特別の設備又は装飾をしたときは、使用後速やかに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

第15条（遵守事項）

使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可された以外の施設及び設備を使用しないこと。
- (3) 壁、柱又は扉等にはり紙し、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 市民館内で許可なく物品の販売をしないこと。
- (7) 指定した場所以外で飲食、喫煙をしないこと。
- (8) 騒音、大声等を発し、又は暴力等を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) その他委員会の指示した事項

第16条（整理員の配置）

使用者は、市民館の施設の使用に際し、市民館内外の秩序維持のため、必要な整理員を置かなければならない。ただし、委員会が認めた場合はこの限りではない。

第17条（管理上の入室）

使用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことはできない。

第18条（損傷等の届出）

使用者は、市民館の施設及び設備を損傷又は滅失したときは、何人の行為によるものであっても、文書により速やかに委員会に届け出なければならない。

第19条（使用後の点検）

使用者は、市民館の施設及び設備の使用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。